

1 今後の清和台地区の方向性について

(1) 意見収集の結果

清和台地区保護者の意見

・少子化が進む状況の中で、いろいろな立場の人と出会い、学べる環境であるC案を選び、子どもたちにとって魅力的で良い学校をつくってほしいという意見が多かった。

川西養護学校保護者の意見

・学校の場所としては、川西・猪名川の中間地点である清和台地区が良いという声が多く、日常的に交流する機会を増やすことができるC案には、肯定的な意見が多かった。

学校のあり方審議会の意見

・小中が一緒に校舎でともに過ごすことで、小学校だけ、中学校だけの取り組みよりも幅のある活動ができる。
 ・障がいのあるなしに関わらず共に学び生活する環境は社会の自然な姿であるため、学校もそうあるべきだと感じる。
 ・C案であれば、様々な校種と一緒に過ごすことで、子どもを介した保護者同士のつながりも増え、大人も豊かになる。
 パパ友・ママ友のつながりも広がり、それが地域や自治会運営などにもメリットをもたらすと考える。

(2) 教育委員会の考え

1. 学校教育においては、子どもたちがそこに集う人々を含め、多様な価値観に触れ、互いを認め合い、協力し合う経験を通じて、一人ひとりの資質や能力を伸ばす教育環境をつくることが重要である。このような教育環境を実現するためには、ひとつの学校でともに学ぶ環境が望ましい。

- A 小学校のみの基本的な教育環境
- B 中学校とのより密接な連携が可能な教育環境
- C 中学校及び特別支援学校との多様な学びが可能な教育環境

教育委員会としては、多様な価値観に触れることのできる教育環境をつくることが重要と考えているため、今後の教育環境としては、C案が望ましいと考えている。今後はC案を中心に検討し、保護者や地域に説明を行う。

その際の懸念事項

・早く統合してほしいという保護者の意見にどう対応するか。

2 進捗と今後の予定について

(1) 進捗と今後の予定 ※令和7年11月26日 厚生文教常任委員協議会以降の取り組み

12月13,14日	第2回地域説明会
1月19日	第6回懇話会
1月26日	清和台南小学校 児童との意見交換会
2月2日,3月5日	清和台小学校 児童との意見交換会
2月4,5,19,20日	小学校保護者 意見交換会
2月3日~26日	保護者対象 アンケート
2月3日	川西養護学校 教職員との意見交換会
2月10日	川西養護学校 保護者サロン
2月16日~3月13日	川西養護学校 保護者との意見交換会
3月1日	未就学児,小学校保護者との意見交換会
3月6日	清小・清南小 新1年生入学説明会
3月23日	第7回懇話会
4月28日	第8回懇話会
5月7日	清小・清南小 教職員との意見交換会
5月11日,20日	清中・川西養護 教職員との意見交換会
6月中	清中・川西養護 児童との意見交換会
7月4,5日	第3回地域説明会

3 保護者、児童の意見について

(1) 保護者の意見について

①小学校保護者

個別意見交換会	清和台小学校	意見交換できた人数	70名	回答率	50%
	清和台南小学校	意見交換できた人数	73名	回答率	52%
保護者アンケート	回答数 44				

②未就学児保護者

意見交換会	参加人数 11名				
新1年生保護者説明会	清和台小学校	参加人数	25名		
	清和台南小学校	参加人数	23名		

保護者意見の傾向

- ・少子化の進行が予測される中で、B案やC案を選択し、より魅力的で良い学校づくりを目指してほしいという意見が多く見られた。
- ・単学級の状況を解消するために、速やかに学校の統合を進めてほしいという意見も一定数見受けられた。新1年生の保護者からは、単学級に対する不安があるため、統合を進めるならなるべく早く実施してほしいという声があった。

③川西養護学校

保護者との意見交換	意見交換できた人数	小学部	14名	中学部	2名
教職員との意見交換	参加人数 28名				

川西養護学校 意見の傾向

- ・場所については、川西と猪名川の間地点であり、地域の理解も得られている清和台が望ましい。
- ・C案のように日常的にたくさんの人と接する機会を増やすことのできる教育環境が望ましい。ただ、交流は、児童生徒一人ひとりの状況や特性を十分に配慮しながら進める必要がある。
- ・感染症や医療的ケアが必要な児童生徒がいるため、ある程度独立した生活エリアを設けることは必要である。

(2) 児童の意見について

児童との意見交換	清和台小・清和台南小の4年生～6年生
授業内容 … 第2回地域説明会の内容(1つの学校でともに学ぶ環境をめざす)を伝え、仲良くなるための交流の方法を考える。	

児童意見

- ・初めに聞いた時は不安に思ったけど、「どんなことをしたら楽しいか」を考えるとアイデアがたくさん出てきて、とても楽しみなった。良い学校ができるといいなと思った。
- ・違う学校の子と友達になれるかちょっと不安もある。

4 今後の協議事項について

(1) C案を検討するにあたっての前提条件

①運営場所 …… 第一候補地を、清和台中学校と川西養護学校を合わせた敷地で検討する。

敷地面積比較	①清和台中学校+川西養護学校	28,978㎡	②清和台南小学校	20,385㎡
	③清和台小学校	20,009㎡	④清和台中央公園	11,009㎡

②開校時期 …… 開校までの6年程度必要なため、令和14年度開校で検討する。



③学校の形態 …… 小中一貫校もしくは義務教育学校とし、川西養護学校を併設する。

(2) C案で検討する際の今後の協議事項について

①開校まで時間を要することについて

開校までに6年を要すると、現在の小学1年生は、卒業まで単学級のままということになる。

単学級に対して不安を感じる保護者も多いため、先に小学校2校を統合することも含めて解決策を検討していく。

現時点	2校が現状のまま学校運営を続ける期間						新学校開校
R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	R14年度
0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	小1	小1
1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	小1	小2	小2
2歳	3歳	4歳	5歳	小1	小2	小3	小3
3歳	4歳	5歳	小1	小2	小3	小4	小4
4歳	5歳	小1	小2	小3	小4	小5	小5
5歳	小1	小2	小3	小4	小5	小6	小6
小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中1
小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中2
小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	中3
小4	小5	小6	中1	中2	中3	高1	高1
小5	小6	中1	中2	中3	高1	高2	高2
小6	中1	中2	中3	高1	高2	高3	高3

②通学支援について

通学環境が変わる児童に対し、スクールバスでの通学支援を実施する。通学の負担が大きくなる児童の数や地域について、現状把握を進める。

③川西養護学校の仮設校舎について

川西養護学校の校舎の建て替えが必要になるため、建て替えの間の仮設校舎が必要。川西養護学校の児童生徒が安全に学校生活を送れる場所を検討していく。

5 今後のスケジュールについて

- 6月～ 保護者との意見交換、子どもとの意見交換、第9回懇話会開催
- 7月4,5日 第3回地域説明会を実施 ⇒ 教育環境と運営場所、通学支援などについて、教育委員会の案を提示
- 12月頃 第4回地域説明会を実施 ⇒ 検討した協議事項を含めて、新たな清和台地域の学校の具体的なあり方を提示

(1) 事業構想について

探究的な学習の充実等を柱に据えた次期学習指導要領の改訂を控えるこの転換点において、「子ども主体の教育・保育の推進」を重点方針としている。

子ども達が主体的に学びを進めていくためには、一斉授業に主眼をおいた既存の教室環境ではない、新しい学習環境を整備することが重要。

子ども達の主体的・対話的で深い学びの実現

(2) 事業概要について

多様な学びに取り組むことができる環境を子どもとともに整備する

子ども
の意見
尊重

子ども達が、自分に合った学びを土台に、これからの学校に必要な新しい環境をデザインする。

今後の教育活動に求められる効果的な環境等について、協同研究をするなど、学術的なサポートを受けながらデザインする。

兵教大
との
連携

(2) 事業概要について

令和8年度

パイロット校

【先行導入校】2校

小学校：東谷小学校

中学校：多田中学校

【事業予算】

1校当たり：100万円＋
寄附金の一部

【導入時期】

10月頃までに整備完了

令和9年度以降

希望する学校

【導入施設】

希望した学校のプランを審査し、年度ごとに
上限を設定の上、導入施設を決定する

【事業予算】

年度ごとの予算と導入施設数を加味して
1施設当たりの予算上限を設定

【導入スケジュール】

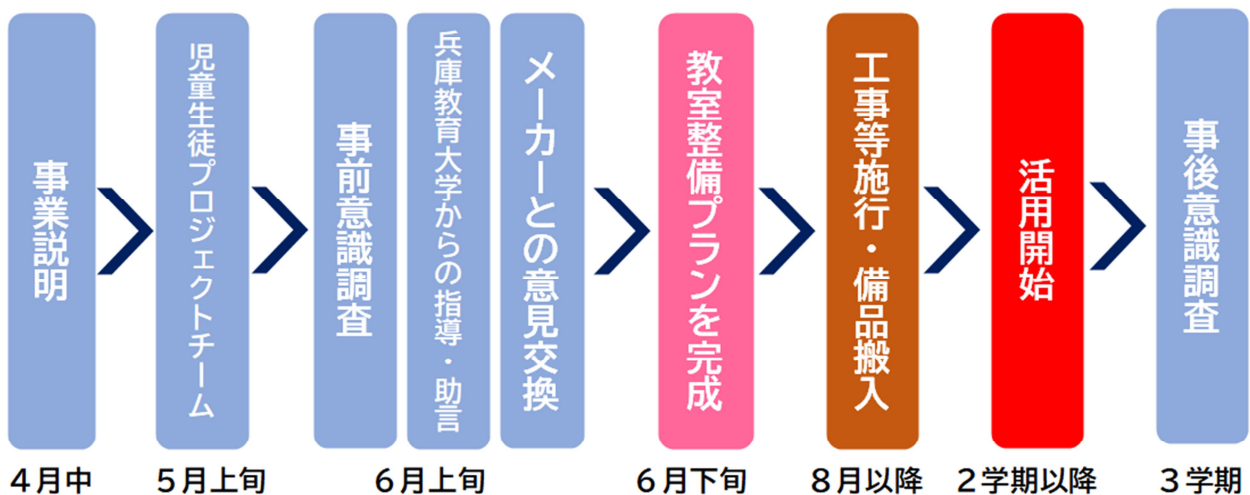
- ①前年度に計画、審査、導入施設決定
- ②当該年度に整備完了

※この度、「教育のために」と寄附をいただいたことを受け、こどもの教育環境の充実を図るため、新たに基金条例を制定予定である。

※当初予算100万×2校に加え、寄附金の一部を活用し、教育環境の充実を図る。

(3) 事業実施スキームについて

パイロット校



令和7年6月に成立した改正給特法に基づき、サービスを監督する教育委員会は、文部科学大臣が定める指針に即して、「業務量管理・健康確保措置実施計画」を定めることとされたことを受け、市立学校教育職員の働き方改革の更なる推進に向けて市教育委員会の実施する取組に関する計画を策定するもの。

1 (1)計画の趣旨

第6次川西市総合計画では、教育保育分野の目標として、多様な教育保育活動の場を整え、質の高い教育保育内容の充実を図ることを掲げている。

質の高い教育の実現や、複雑化・困難化する教育課題に対応していくため、教育職員にしかできない職務に専念できるよう、業務の見直しや効率化、健康の保持増進を図り、働きがいのある学校づくりを推進する。

1 (2)本市の現状

本市では、令和2（2020）年3月に、学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針として、「川西市教育職員の業務の量の適切な管理に関する措置等を定める規則」（以下「規則」という）を定め、また、令和3（2021）年6月には「川西市立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために実施すべき措置に関する方針（働きがいのある学校づくりに関する方針）」を作成して、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

本市における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年（2024年度）は以下のとおりであった。

◆令和6（2024）年度の時間外在校等時間の状況

一人あたり 年間平均時間 外在校等時間	教職員数		1箇月時間外 在校等時間	人数※1	割合※2
	年間360時間超 (月平均30時間)	年間720時間超 (月平均60時間)			
379時間33分 (月平均：31 時間37分)	370人	32人	80時間超	69人	9.2%
			45時間超	406人	54.4%
※1 令和6年度においてひと月でも月80時間または45時間を超えたことがある教育職員の実人数が対象 ※2 教育職員747人に占める割合					

2 計画期間

令和8（2026）年度から令和11（2029）年度（4年間）とする。年度ごとに進捗評価を行う。

3 目標

(1)時間外在校等時間に関する目標【全県共通目標】

まずは時間外在校等時間が月80時間超の教育職員数をゼロにすることを最優先で目指しつつ、全ての教育職員が月45時間以内となること、さらに、政府の目標である、1箇月時間外在校等時間を平均30時間程度、1年間時間外在校等時間を360時間以下にすることを計画期間中の目標とする。

- 1箇月時間外在校等時間が80時間を超える教育職員の割合：0%
- 1箇月時間外在校等時間が45時間を超える教育職員の割合：0%
- 1年間における教育職員の1箇月時間外在校等時間の平均時間：30時間程度
- 1年間における教育職員の時間外在校等時間：360時間以下

(2)ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

教育職員が心身ともに健康で、専門性を高め、十分に指導力を発揮できるよう、ワーク・ライフ・バランスの推進、メンタルヘルス対策に取り組み、働きやすい職場環境を整備する。

- 年次休暇を年間10日以上取得する教育職員の割合：100%
- ストレスチェックにおける健康リスク値（総合）120以上の所属数：0所属

4 実施する業務量管理・健康確保措置

(1)業務量の削減・業務の効率化

●「学校業務改善に関するガイドライン」の6つの取組の方向に基づく取組（全県共通取組）

- ①教職員の意識改革：プロジェクトチーム(PT)の全学校内の設置及び市教育委員会内のPTとの連携等
- ②業務の整理とマネジメント：部活動の社会移行の完全実施等
- ③ICT活用による業務の効率化：ICT機器の更新を含む快適なICT環境の整備等
- ④「チーム学校」としての業務改善：外部人材の積極的な活用等
- ⑤制度・仕組みの見直し：照会・回答様式や提出方法の工夫等
- ⑥執務環境の整備：ハラスメントのない職場環境づくり等

●「学校と教師の業務の3分類」に基づく取組

- ①学校以外が担うべき業務
 - ・保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応
→弁護士による法に基づく助言が得られる体制を整備し、早期解決を支援 等
- ②教師以外が積極的に参加すべき業務
 - ・学校プールや体育館等の施設・設備の管理
→小学校のプール授業の委託化に伴う施設管理負担の軽減 等
- ③教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務
 - ・授業準備
→補助的業務についてのスクールサポートスタッフの活用 等

●その他の取組

- 教職員の勤務時間適正化先進事例集「GPH200」に掲載されている取組を各校の実情や課題に応じて促進
- 春休みの追加や秋休みの創設など、長期休業の見直し 等

(2)健康の保持増進

- ワーク・ライフ・バランスの推進や心の健康づくり計画に基づく取組
- 1箇月時間外在校等時間が月100時間超または2～6月平均80時間超の教育職員への産業医面談指導の実施
- 「風通しの良い職場づくり」のための研修の実施 等
- (3)取組の実行性を高めるための推進体制の整備
- 市教育委員会内の関係課によるPTの設置 等

5 今後のフォローアップ

- 教育委員会定例会、総合教育会議において、目標の達成状況、具体的措置の取組状況等を報告
- 共同メッセージ等を活用し、ホームページへの掲載や、学校運営協議会等を通じて保護者や地域への周知と理解促進 等